

環境基本計画の進捗状況の点検結果について

はじめに

今日の環境の状況をみると、温室効果ガスの排出量は依然として増加傾向にあり、最終処分場のひっ迫や不法投棄の廃棄物問題、有害な化学物質による環境への負荷の問題、生物多様性の喪失の問題など、解決が求められている環境問題が多数存在します。

こうした困難な問題に対する施策を総合的かつ計画的に推進するために環境基本法に基づき策定されたものが環境基本計画であり、現行の環境基本計画は、「理念から実行への展開」を1つの留意点として平成12年12月に閣議決定されました。このため、地球温暖化対策など重点的に取り組むべき11の分野を戦略的プログラムと定め、その中で現状と課題、目標、施策の基本的方向及び重点的取組事項を示しています。

環境基本計画の点検は、この戦略的プログラムの11分野を対象に重点的に行うこととし、第1回目の今回は、そのうち「地球温暖化対策の推進」、「物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組」、「化学物質対策の推進」、「生物多様性の保全のための取組」、「環境教育・環境学習の推進」の5分野を中心に点検を行います。

また、環境基本計画では、第2部第2節において、持続可能な社会の構築に向けた環境政策の基本的な考え方を具体化するための政策の方針として、「あらゆる場面における環境配慮の織り込み」、「あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ」、「あらゆる主体の参加」、「地域段階から国際段階まであらゆる段階における取組」の4点を挙げていることから、今回の点検に当たっては、これら4つの視点から評価を行います。

なお、今回の点検は、平成12年12月の第二次環境基本計画の策定からこれまでの施策を対象としています。

全般的評価

1. あらゆる場面における環境配慮の織り込み

平成14年度の政府の予算編成に当たっては、歳出の見直しと構造改革の推進が図られる中、「循環型経済社会の構築など環境問題への対応」が重点7分野のうちの1つとして位置付けられました。また、平成13年3月に閣議決定された「科学技術基本計画」において環境分野が重点4分野の1つとされ、平成13年6月に決定された「都市再生プロジェクトに関する基本的考え方」においては「持続発展可能な社会の実現、自然と共生した社会の形成」がプロジェクト選定の視点に盛り込まれるなど、政府の各種施策の基本的な

考え方に環境分野が盛り込まれました。このような動きは、重要な意思決定過程において環境配慮が織り込まれてきた現れとして、評価されます。

さらにこうした動きは、環境省による平成14年度環境保全経費の見積りの方針の調整を行う際に、基本方針の中に盛り込まれ、環境保全施策の効果的な展開が図られるよう努められました。

事業者や地方公共団体では、ISO14001の認証取得が近年大きく増加していることから伺えるように、自らの行動に環境配慮を織り込み、継続的に環境保全への取組の改善を図っていく仕組みが広がっています。各主体の行動に自らの環境配慮が織り込まれることは重要であり、こうした動きが更に進展することが期待されます。

社会経済システムの主要な分野においては、生産、流通、消費、廃棄などの各段階において、環境配慮が適切に組み込まれていく必要があります。各事業者は、自らの本来の業務として物を生産、販売するだけでなく、物やエネルギーを消費したり物品を輸送する荷主としての立場があります。これらの各段階における事業者の環境保全のための取組状況をアンケート結果からみると、自らが消費者や荷主の立場となった場合の取組が進んでいません。本来の業務における環境配慮の取組は比較的進んでいることから、今後は、その動きが他の段階にも広がるよう一層の取組が求められます。

国や地方公共団体は、平成13年4月に全面施行されたグリーン購入法により率先してグリーン購入を実施することにより、需要面からの環境投資の促進、環境物品の市場形成の効果が期待されます。

環境投資のための資金調達の面からは、金融業における環境配慮行動を促進するなど、環境投資のための条件整備に努めることにより、社会の環境保全活動が推進されることが期待されます。

2. あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ

政策課題に対応した多様な政策手段の適切な活用及び政策の最適な組合せによる政策パッケージの形成は、環境保全施策を展開する上で、重要な要素です。今回の点検では、各府省の個別施策についてその政策手段についても調査を行いました。その結果、活用される手法にも多様化が見られました。こうした傾向の変化が、より費用効果性の高い政策手段を選択した結果として現れたということであれば、評価できます。財政的制約が厳しい現下の情勢においては、環境政策の費用効果性を高めることが重要であり、経済的誘因を与えて民間資金で行えるような環境投資や技術開発を促進する施策などへの転換も必要です。

しかしながら現時点では、各政策手段について、その効果や効率性について比較する手法が確立されていません。より適切な政策手段の選択が可能となるよう数量的な分析手法や事前・事後の評価の仕組みを確立することが必要です。

さらに、こうした分析には定量的なデータが不可欠ですが、環境に関連する統計データは未だ十分に整備された状況にありません。統計データが存在したとしても、その取りまとめまでに時間を要するという問題点もみられます。各施策の費用効果分析だけでなく、

環境政策の検討に資するためにも、その基礎となる統計情報の整備・充実を早急に図るべきであり、そのための体制づくりから考えるべきです。その際、環境問題の背後にある社会経済に関するデータについても整備が必要です。また、そうした統計情報の整備と並行して、従来から課題となっている環境に関する指標(群)づくりを進める必要があります。

社会経済システムに環境配慮を織り込むための仕組みのなかで、情報的手法は重要性が高まっている手法の一つです。例えば、事業者団体へのアンケート調査結果をみても、情報提供の必要性に対する認識が高まっています。しかしながら、環境情報の受け手である国民と環境情報の送り手である事業者あるいは地方公共団体との間には、環境情報の内容及び環境情報の媒体に対する認識に違いがみられます。このためか、国民の環境情報に対する満足度は低い状況にあります。

環境保全の取組をより効果的なものとするためにも、環境情報の送り手は、その受け手が必要としている情報の内容あるいは適切な媒体について把握し、より効率的な情報提供を行うような工夫が必要です。また、環境情報を持つ主体は、消極的な情報提供だけでなく、より積極的にその情報の開示に努めることが必要です。

環境情報を利害関係者に提供する手法のひとつである環境報告書に取り組む事業者数は年々増加していますが、我が国の事業者数全体に占める割合は依然として少なく、さらに普及促進のための新たな枠組みについて検討する必要があります。同時に、評価の手法も重要であり、環境会計や環境パフォーマンスに関する情報など公表情報の比較可能性及び信頼性を確保していくための方策についても検討が必要です。

3. あらゆる主体の参加

各主体は、環境に対する自らの責任を自覚するとともに、環境保全に関して担うべき役割と環境保全に参加する意義を理解することが重要です。

アンケート調査結果から国民の意識をみると、環境保全に重要な役割を担う主体は国民であるとの回答が、平成9年度の31%から平成13年度は45%へ増加するとともに、環境問題を自分自身に影響があることとして捉える人の割合も増えており、環境問題に対する意識が高まっていることは評価できます。一方、地域や民間団体による環境保全活動への参加状況は、必ずしも高くない状況です。今後は、国や地方公共団体が情報提供などでそうした活動への国民の関心を高め、自主的な参加が進むことが期待されます。

地方公共団体は、持続可能な社会の構築の基礎である地域の環境保全に関して、主要な役割を担うとともに、地域の取組の調整役としての役割が期待されます。都道府県・政令指定都市では、事業者、住民、民間団体との連携による環境保全の取組が進んでいますが、小規模な市町村ではその割合が低く、特に今後民間団体との連携が強化されることが期待されます。

民間団体の環境保全活動は活発化しており、その役割の重要性は年々高まっています。国においても、民間団体と事業者、地方公共団体といった各主体間のパートナーシップの構築とそれを進めるための活動の場の提供など基盤整備を進め、各主体の自主積極的な環

境保全活動を促進する必要があります。

4．地域段階から国際段階まであらゆる段階における取組

国境を越えた地球規模の環境問題に対しては、地球温暖化問題への対応をはじめとして、我が国として率先した取組を進めるとともに、国際的な枠組みづくりへの積極的な貢献を行ったことは評価できます。また、こうした国際的な議論の場や実際の地球環境保全活動に我が国のN G Oが積極的に参加し、国民の関心を高めたことも評価できます。

地域環境の保全に重要な役割を担っている地方公共団体でも、ほとんどの都道府県・政令指定都市で地球温暖化防止に関する計画が策定されるなど、地球規模の問題に対して、地域段階での問題解決に向けた対応が進められています。こうしたそれぞれの段階における取組が有機的に連携し、環境政策が進められることが求められています。

地方公共団体の取組では、その役割に応じて、地域住民との連携や環境保全に関する税制の創設などの様々な取組がみられます。このように環境保全への取組が進捗している地方公共団体につき、特に規模の小さな地方公共団体における環境保全施策の取組の進展が期待されます。このため、国が情報提供や人的・財政的支援を行うとともに、都道府県が市町村間の施策の調整・連携を図るなど、必要な支援を行うことが求められます。

各論

1．地球温暖化対策の推進

【環境基本計画の重点的取組事項】

国際的な取組の一層の進展を目指し、条約締約国会議（C O P）、気候変動に関する政府間パネル（I P C C）などに引き続き積極的に参画し、貢献を行うこと。

京都議定書の2002年までの発効に向けた国際的熱意が失われないよう努めること。わが国経済及び国民生活への影響について十分に配慮し、国民の理解と協力を得て、締結に必要な国内制度に総力で取り組むこと。

【取組状況と効果】

我が国は、気候変動枠組条約に基づく国際的取組の一層の進展のため、条約締約国会議に積極的に参画、貢献を行ってきました。また、気候変動に関する政府間パネルにおいても、平成13年4月に公表された第三次評価報告書の作成など、地球温暖化に関する最新の科学的知見の取りまとめに大きく貢献してきました。

平成13年10月～11月にかけて開催されたC O P 7では、京都議定書の運用細則を定める文書（マラケシュ合意）が決定され、その後我が国、E U諸国などで京都議定書の締結が行われており、京都議定書の早期発効が期待されます。

地球温暖化対策推進本部は、平成14年3月、新しい地球温暖化対策推進大綱を決定しました。同大綱においては、100種類を超える個々の対策の導入目標量、その削減見込量などを定量的に明らかにし、我が国における京都議定書の約束(1990年比6%削減)を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにしています。

平成14年6月4日に、京都議定書の受諾が閣議決定されるとともに、その国内担保法である地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が5月31日に成立しました。また、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律及び電気事業者による新エネルギー等の利用の促進に関する法律についても5月31日に成立しました。

地球温暖化対策大綱の決定、地球温暖化対策推進法の改正により、京都議定書の6%削減約束の達成のための国内制度が整いました。

【今後の課題】

地球温暖化対策推進大綱を基礎として、地球温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画を、国民各界各層の意見を幅広く聴いて策定し、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた総合的かつ計画的な取組を推進する必要があります。

温室効果ガスの世界最大の排出国である米国や開発途上国を含むすべての国が参加する共通のルールが構築されるよう、引き続き最大限の努力を傾けていくことが必要です。温室効果ガスの吸収源対策のうち、森林・林業対策の推進によって我が国に必要な吸収量を確保するためには、平成13年10月に閣議決定された森林・林業基本計画に示された目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等を着実かつ総合的に実施することが不可欠です。この際、森林が持つ生物多様性の保全や水源のかん養などの多面的な機能にも留意し、国民の参加を得つつ、森林を活用しながら保全し、子孫に受け継いでいくことが重要です。

京都議定書の約束を費用効果的に達成するためには、京都メカニズムの利用が国内対策に対して補足的であるとの原則を踏まえつつ、これを適切に活用していくことが重要であり、具体的な措置等の実施及び検討を進める必要があります。

温暖化対策の計画の中には、技術革新を含め不確定要素が含まれることから、6%削減の達成に向けては、対策の進捗状況を適切に評価して計画を推進することが望まれます。ステップ・バイ・ステップの手法においては、第1ステップにおける100を超える施策を確実かつ効果的に実施するため、講じられた措置とその効果など進捗状況の把握が重要です。また、2005年以降の施策についても、現在から適宜検討を進め、必要であれば追加的施策を実施するよう努めるべきです。

ポリシーミックスの活用に向けた検討にあっては、費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法がありますが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済、産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、先般の経済財政諮問会議における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、政府税制

調査会における「あるべき税制の構築に向けた基本方針」等も踏まえ、様々な場で引き続き総合的に検討することが必要です。これに関しては、当中央環境審議会においても総合政策・地球環境合同部会の下に昨年設置された地球温暖化対策税制専門委員会が「我が国における温暖化対策税制について(中間報告)」を本年6月にまとめましたが、引き続き検討を進めていくことが必要です。

2. 物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組

【環境基本計画の重点的取組事項】

自然界における物質の適正な循環の確保のため、自然環境の保全及び環境保全に適合した農林水産業の持続的な発展を推進すること。

循環型社会の形成を総合的かつ計画的に進めていくため、実効ある循環型社会形成推進基本計画を策定すること。

【取組状況と効果】

自然の保全と再生のための総合的な計画である新・生物多様性国家戦略が平成14年3月27日に策定されました。また、平成13年6月29日に成立した森林・林業基本法は、自然環境の保全などの森林の有する多面的機能を発揮することを基本理念の1つとしています。

資源循環型の農業生産の確立を図るため、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農業者に対し支援措置を講じるなど環境保全型農業の推進を図るとともに、家畜排せつ物やせん定枝等たい肥化施設の設置を促進する事業が実施されました。

平成13年1月に循環型社会形成推進基本法が施行され、これに基づき同年4月から中央環境審議会循環型社会計画部会において循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた審議を開始しました。各界からのヒアリング及びパブリック・コメントを行い、平成14年1月に、同審議会から環境大臣に「循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針」が意見具申されました。

この意見具申では、我が国が目指す循環型社会の具体的なイメージを示すことが重要であると指摘しており、平成14年5月に閣議決定された循環型社会白書では、循環型社会について3つのシナリオが示されました。このシナリオに対しては、読者からの意見を受け付けることとしています。

この他、循環型社会形成推進基本計画の策定のために必要な調査・研究・普及・啓発を実施するなど、循環型社会の形成を総合的かつ計画的に進めるための、循環型社会形成推進基本計画の策定に向けた準備が着実に進捗しました。

循環型社会形成推進基本法の下、廃棄物処理法が平成13年4月に改正施行され、資源有効利用促進法が同年同月に完全施行されました。さらに、各種の個別法として、平成12年4月に完全施行された容器包装リサイクル法に加え、平成13年4月に家電リサイクル法及びグリーン購入法、同年5月に食品リサイクル法、平成14年5月に建設リサイクル法がそれぞれ完全施行されました。さらに、使用済自動車のリサイクル・適正

処理を図るための自動車リサイクル法が平成14年7月5日に成立しました。

各種個別法の完全施行などにより、循環型社会の形成に向けた法制度が整備され、家電4品目について製造業者等に一定水準以上の再商品化が義務づけられるなど、各施策の取組が始まりました。

規制改革に関する指摘や廃棄物・リサイクル制度に関する国際的動向等を踏まえつつ、廃棄物の処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制と円滑なリサイクルの推進の観点から、廃棄物・リサイクル制度の基本問題について検討が進められています。

【今後の課題】

循環型社会形成推進基本計画を、法定上の策定期限である平成15年10月1日を前倒しし、平成14年度中に策定する必要があります。

循環型社会の形成に際しては、グローバルな視点や地域の視点などを踏まえ、循環型社会形成推進基本計画に基づき、国民・NPO・NGO、事業者、地方公共団体、国等のすべての主体の積極的な参加と適切な役割分担の下で、適正かつ公平な費用負担により各種の施策を着実に講じていくことが必要です。

現在行われている廃棄物・リサイクル制度の基本問題についての検討を引き続き進める必要があります。

循環型社会の実現に向けて、再生品などの需要の増進は重要な要素であり、国や地方公共団体、事業者など各主体による積極的な再生品の利用により、再生品についての市場の育成を推進することが必要です。また、市場メカニズムの中で環境保全に資する製品やサービスの提供を進展させる環境ビジネスの普及促進や事業者の行動への環境配慮の織り込みを促進するための施策を展開することにより、消費者の行動と呼应して環境配慮型の行動が拡大、助長されていくことが期待されます。

3. 化学物質対策の推進

【環境基本計画の重点的取組事項】

人の健康や生態系に対する影響などの有害性や暴露に関する基礎的データの整備及び人材の育成

人の健康や生態系に関する環境リスクの評価を充実するなど環境リスクの評価等の推進
P R T R制度やM S D S制度の活用など、多様な手法による環境リスクの管理の推進
化学物質の有害性や暴露に関する情報の充実と利用の促進によるリスクコミュニケーションの推進等と合意形成

ダイオキシン類の排出削減対策、P C B及びP C B汚染物の処理対策等

P O P s条約などへの対応や先進国間での研究協力等、国際協調・協力の推進

【取組状況と効果】

化学物質審査規制法（化審法）における既存化学物質の分解性・蓄積性の評価が1, 2, 7, 9物質、高生産量化学物質の有害性評価が4, 4物質について行われるとともに、P R

T R制度（化学物質排出移動量届出制度）の対象である第一種指定化学物質（354物質）の有害性に関するデータベースが作成・公表されました。また、環境や生物の中における化審法の規制物質、ダイオキシン類等に係るモニタリングが行われています。

39物質を対象とした環境リスク初期評価の結果及び作業手順を示したガイドラインが平成14年1月に公表されました。また、内分泌かく乱作用を有すると疑われている化学物質について、有害性評価等が進められており、昨年はノニルフェノールによる魚類への影響を推察するなど着実な成果が得られました。

12の有害大気汚染物質について、事業者団体が策定した全国単位の自主管理計画に基づき排出削減がなされており、このうちベンゼンについては、5地域を対象とした地域単位の自主管理も実施されています。

P R T R制度の対象である354物質の排出量等の届出・公表を円滑に進めるための基盤整備が行われるとともに、435物質を対象とするM S D S（化学物質等安全データシート）制度が着実に実施されています。P R T Rデータは、今後、国民、事業者、行政それぞれに有用な基礎データとなることが期待されます。

「生態系保全等に係る化学物質審査規制検討会」報告書が平成14年3月に取りまとめられ、生態系保全に係る化学物質の審査・規制のあり方についての基本的な考え方が示されるとともに、制度全体の見直しに係る検討課題についても整理されました。また、平成14年5月には「農薬生態影響評価検討会第二次中間報告」が取りまとめられ、農薬の評価制度の中に実質的に生態系の保全を視野に入れた取組が進みました。化学物質のリスクコミュニケーションを効果的に行うため、P R T Rデータを解説したガイドブックが作成・公表されました。

化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場として、平成13年12月、市民・産業・行政の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」が設置され、議論が開始されました。

ダイオキシン類対策については、総合的に着実に推進されており、その結果としてダイオキシン類の排出総量は年々削減されています。

P C B廃棄物の処理体制の構築については、P C B特別措置法などにより、関係地方公共団体の協力を得つつ、環境事業団が事業主体となって拠点的な処理施設を整備する枠組みが整備されました。これに基づき、北九州市における拠点的な処理施設の整備及び処理事業の実施計画について事業認可が行われました（平成13年11月）。

P O P s（残留性有機汚染物質）条約に関しては、国内担保措置の整備とともに、埋設農薬の実態の把握、調査等マニュアルの作成を通じた適正管理についての措置などP O P s対策を進めています。また、ロッテルダム条約に関しては、政府間交渉会議に参画するなどにより情報を収集しています。

さらに、化学物質に関する調査研究についてO E C Dなどと国際的連携がなされているとともに、特にアジア太平洋地域の途上国に対する支援が図られています。

【今後の課題】

人の健康や生態系への影響を未然に防止するため、化学物質の環境リスクについて、リスクコミュニケーションを促進しつつ、評価と管理を一層推進していく必要があります。

農薬を含めた様々な化学物質による生態系に対する影響の適切な評価と管理について更に検討を進める必要があります。特に、生態系保全も視野に入れた化学物質の審査・規制の枠組みを導入することが必要です。今後の各種施策の取組に際しても、生態系への化学物質の影響の適切な評価と管理の観点が含まれる必要があります。

人の健康や生態系に対する影響などの有害性に関するデータや暴露に関するデータの収集・整備を引き続き進める必要があります。

P R T R制度により得られる排出量などのデータを国や地域における環境リスクの管理などに適切に活用していく上で、国及び地方公共団体並びに事業者自身の役割は大変重要です。国は、都道府県の体制整備について適切な支援を行うとともに、関係省庁間の連携を図りながら、事業者による的確な届出を促していく必要があります。

「化学物質と環境円卓会議」は、化学物質の環境リスクについて国民的参加による取組を促進する1つの手段として評価されますが、リスクコミュニケーションの推進に当たっては、地域の範囲、化学物質の種類及び影響の種類などに応じ多様な手法が活用されるべきであり、様々な場面においてそれぞれの状況に適したリスクコミュニケーションが実施されることが期待されます。

P C B対策に関しては、平成13年6月に制定されたP C B処理関連2法の枠組みに基づき、平成28年までにP C B廃棄物を全て処理するため、全国的な処理体制の構築のための拠点的处理施設について、概ね5年程度を目標に整備を進め、その後概ね10年で処理を終える必要があります。

化学物質問題への対応は、単に日本国内のみの問題あるいは環境問題のみで済まされるものではありません。このため、国際的な協力や健康・安全に関わる行政との連携を一層進める必要があります。

4．生物多様性の保全のための取組

【環境基本計画の重点的取組事項】

生物の生息・生育空間の確保とそのネットワーク化を図るなど、生息地の減少、分断、劣化の防止

エコシステムアプローチ原則の具体化など、生物多様性保全の条件整備

移入種（外来種）の侵入の予防、拡散の防止など、移入種（外来種）問題への対応

生物多様性の現状の把握、調査、研究の推進など、生物多様性情報の整備

【取組状況と効果】

平成7年10月策定の生物多様性国家戦略は、「自然と共生する社会」を政府全体で実現することを目的とした自然の保全と再生のためのトータルプランとして見直しが行われ、平成14年3月に地球環境保全に関する関係閣僚会議において新・生物多様性国家戦略が決定されました。これにより、目標達成のための道筋が整理されるとともに、具体的な基本方針が提示されており、今後、生物多様性に係る施策展開の一層の充実が可能となります。また、新・国家戦略の見直し過程において、各主体間の連携と理解が深

まり、今後の施策を円滑に推進できる礎が築られました。

国土における生態系のネットワーク化のため、モデル的な調査及び里山での生物多様性の保全のための調査が行われるとともに、多様な生き物が生息する環境（ビオトープ）の整備が進められました。

自然公園制度に、風景保護の視点に加え、生態系保全の視点を制度上位置付けるため、自然公園法が改正されました。これにより、自然公園における生物多様性保全のための取組を効果的に推進することができます。

希少野生動植物種や天然記念物等の種を対象とした保護増殖や森林、河川、海岸、港湾、公園・緑地、水田の生物の生息地を対象とした生息環境整備のための事業や調査を実施しました。

平成13年7月の「21世紀『環の国』づくり会議」の報告及び同年12月の総合規制改革会議の答申等において、残された自然の保全に加え、失われた自然を再生することが必要であることが提言され、釧路湿原などにおいて関係省庁が連携し、直線化された河川の蛇行化や荒廃した湿原の植生回復などの失われた自然の再生を、地方公共団体、専門家、NPO、地域住民の参画も得て推進することとしています。

新・国家戦略では、エコシステムアプローチの考え方を踏まえ、順応的管理の考え方や社会的合意形成の重要性が各施策の基本方針に具体的に盛り込まれました。また、森林の多面的機能の発揮の観点から、多様な森林生態系や動植物の保全にも十分配慮した森林・林業基本計画、全国森林計画が策定されました。

平成13年12月の総合規制改革会議の答申において、外来種対策の在り方に係る検討を平成14年度中に行うことが盛り込まれました。また、平成14年4月の生物多様性条約第6回締約国会議で「外来種に関する指針原則」が決議されました。

全国2万5千分の1の現存植生図の整備、野生動植物の分布現況を把握する種の多様性調査等の自然環境保全基礎調査が進められています。これらの成果は生物多様性情報システムとして、データベースの整備、情報提供が行われて、広く活用されています。

【今後の課題】

新・国家戦略が十分に機能し、生物多様性の保全のための具体的施策が効果的に推進されなければなりません。特にその実効性を高めるため、森林・林業基本計画や河川整備計画、食料・農業・農村基本計画などの国の各種計画との連携が図られるとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に影響を及ぼすおそれのある国の計画・施策については、新・国家戦略の基本的な方向に沿ったものとなるよう、十分な配慮が盛り込まれる必要があります。

新・国家戦略において、自然的、社会的条件を踏まえた生態系管理のための手法の検討（エコシステムアプローチの原則の具体化）、里地里山の間地域において、地域の生物多様性保全を進めるための助成や税制措置等の経済的な奨励措置、自然再生に係る国、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO、ボランティアなど多様な主体が参画する仕組みづくりを掲げており、これらの推進が課題です。

森林は、国土の生物多様性を支える重要な要素であると同時に地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養などの多面的な機能を有しており、これら森林の有する多面的機

能を高度に発揮させていくためには、森林の適切な保全・整備を進めていくことが必要です。

移入種（外来種）対策については、実効ある制度の構築に向け法制化も視野に入れ、移入種（外来種）対策の在り方について、関係省庁が連携して検討し、具体的な取組を進めることが必要です。

生物多様性に関する情報整備については、今後、全国1,000ヶ所程度のモニタリングサイトの設置や浅海域の調査の推進を図っていくことが重要です。また各分野の専門家とのネットワークの構築・強化、情報収集の効率化や各省間の連携、情報の共有化に努めるとともに、情報へのアクセスを容易にすることが必要です。さらに、環境省生物多様性センターを中心に国内外の情報交換を活発化させる仕組みの構築が急務です。

野生動植物の種の保存については、絶滅のおそれのある種の飼育栽培下での保存、増殖、野生復帰への取組に加え、絶滅のおそれを未然に回避する予防的措置を進めるとともに、各府省などの研究機関における遺伝資源の収集・保存事業について、より連携を深め取組を強化することが必要です。

施策推進の基盤整備として、分類学や生態学の分野の研究は重要ですが、それらの専門家については、質・量ともに不十分であり、人材養成が不可欠です。このような取組に当たっては、例えば分類学イニシアティブなどでの国際的な連携の強化も必要です。

5．環境教育・環境学習

【環境基本計画の重点的取組事項】

地域における自主的、自発的な活動を支える人材の育成。

地方公共団体におけるモデル的なプログラムなど、環境教育・環境学習のプログラムの整備。

環境教育、環境学習を進める上で基盤となる情報の収集及び提供

地域の各種施設の活用を図るなど、環境教育・環境学習の場や機会の拡大

行政、民間団体、事業者など各主体の連携の推進

企業内教育、環境報告書の作成など、事業者等による取組の推進

国際的な連携の強化、開発途上国への支援など、国際協力の推進

【取組状況と効果】

人材の育成については、環境教育や環境保全活動に関する相談、助言などを行いうる人材である環境カウンセラーの他、自然解説指導者やパークボランティアに対する取組が実施されました。

環境学習支援事業により、国内外の取組事例やプログラムを収集・整備した冊子「環境学習」を作成し全国の市区町村に配布されました。また、自然環境学習に寄与する活動プログラムの開発のための事業が実施されました。

環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）モデル校（13年度は24校）や環境教育推進モデル市町村（13年度は36市町村）の指定が行われました。

平成13年度には環境活動情報提供システム「環境らしんばん」による各種環境情報の提供が開始されました。また、各種自然情報をリアルタイムに提供する「インターネット自然研究所」が平成13年7月から運営されています。その他、省エネルギー、沿岸海域、木材利用などの環境にかかる情報や、環境ラベルなどグリーン購入関連情報の提供が行われました。

環境にやさしいライフスタイルの実現のため、国民一人ひとりの生活の見直しを促す取組が行われています。例えば、地球温暖化対策については、平成14年2月から各界のオピニオン・リーダーからなる「環の国くらし会議」を通じて幅広い情報交換が行われ、また同分科会における環境教育・環境学習の支援方策の検討等を踏まえ、関係府省が連携した取組の実践がなされてきました。

「子どもパークレンジャー」事業、国立・国定公園におけるエコミュージアムなど自然とのふれあいの機会の提供、「全国環境学習フェア」の開催、環境を考慮した学校施設（エコスクール）などの整備、青少年の自然体験活動推進のための子ども長期自然体験村事業、公民館や博物館を活用した社会教育活動などが実施されました。

環境教育のモデル事業として体験的環境学習推進事業を、平成13年度は全国8ヶ所で実施し、環境教育にかかる情報やノウハウ、学校と地域住民、民間団体や地方公共団体といった各主体とのパートナーシップに基づく実施事例の蓄積がなされました。

環境教育を含む環境保全にかかわる民間団体に対する活動を支援するため、地球環境基金により、平成13年度は223件の資金助成を行いました。

環境報告書の普及促進のためのセミナーの開催などにより、事業者の自主的取組の促進が図られました。また、アジア太平洋地域環境教育セミナー、こどもエコクラブアジア太平洋会議が開催され、アジア太平洋地域諸国で環境保全活動を行っている子どもたちの交流の場の創出と連携の促進が図られました。

【今後の課題】

環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するものです。環境教育・環境学習の推進に当たっては、環境基本計画に盛り込まれた施策の基本的方向に沿って体系的に取り組む必要があります。

環境教育・環境学習の目的を十分に認識し、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、生物多様性の保全をはじめとするすべての個別政策分野において、幅広く環境教育・環境学習を有効に位置付け活用する必要があります。

人材の育成では、環境教育の専門家、学校教育における教員、環境カウンセラーをはじめ地域における環境保全活動の実践リーダーなどの幅広い人材を対象とすることが必要です。また、人材育成の施策の評価に当たっては、量的評価だけでなく、その質的效果を評価し、さらに資質を高めるための支援を行うなど、全体の質の向上を図る必要があります。

環境に関する正確な情報を各主体が必要なときに必要な形で入手できるようにすることは非常に重要です。このため、国や地方公共団体は、総合的な環境情報・環境教育デー

データベースの構築など環境情報基盤整備を一層推進するとともに、情報の積極的開示に努める必要があります。

次世代を担う若年層の環境教育については、学校教育のみに依存することなく、家庭における環境教育の重要性を認識した国民自らの取組が重要です。また、国や地方公共団体においては、実社会で重要な役割を担っている層の環境意識を高める施策の充実も必要です。

各主体の連携については、環境教育のモデル事業などを通して、地域で重要な役割を担う地方公共団体、学校、地域住民や民間団体といった各主体間のパートナーシップを強化していくとともに、国としてもこれらの取組を支援するため関係府省間の協力・連携を一層推進していく必要があります。

民間団体による環境保全活動に対する支援を行う地球環境基金については、事業の効果的な推進を図るため、助成対象事業や目標をより明確化、重点化していくとともに、助成内容の範囲などについても十分な検討が必要です。

環境教育を受けた児童・生徒・学生が、社会において環境教育の成果を活かし、環境保全活動に参加する場合は必ずしも十分ではありません。環境教育を受けた子ども・青少年達が社会に出たときに、引き続き環境に関する取組に参画できるよう、各教育機関との連携の下、継続性も考えていく必要があります。

環境教育・環境学習の取組の結果、子どもなどその対象者の意識や行動形態がどう変わったか、それが環境保全にどのような効果があったのかを把握することが大変重要です。国や地方公共団体は、そのような効果把握に努めることが必要です。

まとめ（次回の点検に向けて）

環境基本計画の策定以降のこの1年余の環境保全に関する取組状況をみると、各分野でそれぞれの施策の基本となる大きな進展がみられました。すなわち、地球温暖化対策については、我が国は京都議定書の実施のための国内制度の整備のための法改正を行い、京都議定書を締結しました。また、新・生物多様性国家戦略が策定されるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定作業が進展するなど、各分野で施策の基本的な方向が示されたことは評価できます。

このように、ここ数年で各施策の基本的枠組みは整備されつつあるものの、環境の現状をみると各分野で多くの課題を抱えており、基本的な枠組みの下で具体的な各施策の実効性を高める必要があります。また、環境保全に対する積極的な取組が評価される社会となることが期待されます。

環境基本計画の点検に当たっては、施策の目標の達成状況、未達成の原因など、きめ細かな議論が必要ですが、今回の点検については、これらが十分に把握できず、満足のいく点検を実施することができませんでした。第一次環境基本計画の点検時に比べ、点検対象の絞り込みやデータ収集などについて一定の進捗がみられるものの、適切な環境情報の把握・分析を含め点検手法についてさらなる改善が必要です。

政府においては、平成14年度から政策評価の仕組みが本格的に導入されました。施策

の効果分析、評価手法については未だ十分な知見が得られていないという問題点がありますが、様々な手法によって、施策の効果を分析する努力が必要です。

現行の環境基本計画では、前計画の反省も踏まえ、その効果的実施のために各府省において環境配慮の方針を明らかにしてその進捗状況を自ら点検することとし、その結果を踏まえて中央環境審議会では環境基本計画の点検を行うこととしています。今回の点検では、このための各府省の取組が進んでいませんでした。次回の点検においては、各府省の自主的な点検結果を踏まえて中央環境審議会の点検が実施できるよう、各府省は早急に環境配慮の方針を策定する必要があります。

環境基本計画の見直しから1年半が経過し、新・生物多様性国家戦略が策定され、循環型社会形成推進基本計画の検討も進められています。これら個別の計画などの効果的実施のためには、その進捗状況の点検が重要となりますが、そうした点検と環境基本計画の点検との連携など、点検の進め方についても検討が必要です。